

# 製品品質に対する国家検査免除業務規範

2007年4月23日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 「製品品質に対する国家検査免除業務規範」に関する通知 (国家品質監督検査検疫総局 2007 年 176 号)

各省、自治区、直轄市品質技術監督局

製品の国家品質検査免除業務を成し遂げ、職責の更なる明確化、手順の基準化、監督管理の強化、検査免除業務の科学性を絶え間なく向上させるために、「製品品質監督検査を免除する管理弁法」に準拠し、総局は「製品品質に対する国家検査免除業務規範」を制定し、2007 年 4 月 18 日局長事務会議の討論を経て採択。ここに貴局へ印刷配布し、遵守し執行するよう願う。

2007 年 4 月 23 日

### 「製品品質に対する国家検査免除業務規範」

#### 1. 総則

1. 1 製品の品質監督管理検査の免除制度(以下検査免除と略称する)を着実に実施し、職責の明確化、手順の規範化、監督管理の強化、検査免除業務の規範性、透明性と科学性を向上させるために、「製品品質監督管理検査を免除する管理弁法」(国家品質監督検査検疫総局第 9 号令)に基づき、本規範を制定する。

1. 2 検査免除制度を実施する業務機関、検査の免除を申請する生産企業と検査を免除される資格を得た生産企業は、本規範を遵守しなければならない。

1. 3 国家品質監督検査検疫総局(以下国家質検総局と略称する)は検査免除制度の組織的な実施、検査免除業務政策の制定、要求と発展計画に責任を負う。毎年度の検査免除制度を実施する製品の類別及び実施要求を検討・確定し公布する。各省(自治区、直轄市)の品質技術監督局(以下省級局と略称する)が上申する企業の検査免除申請資料に対して、審査を実施し、検査免除の資格を得た製品及びその生産企業を決定、社会へ公布し、検査免除資格を得た生産企業へ検査免除証書を発行する。全国検査免除制度の実施状況に対して、監督検査を行い、検査免除の管理規定に違反する行為を組織的に調査・処分を行う。

1. 4 各省級局は、本省、自治区、直轄市の企業へ検査免除制度と政策に要求する宣伝教育訓練に責任を負い、企業の検査免除申請資料を審査し、申請企業に必要な現場検査を実施し、検査免除制度を実施する製品の類別を推薦し、検査免除製品及びその生産企業に対して監督管理を実施し、検査免除製品の品質に関連する処理の申し立てと告発への調査と処理を組織的に実施する、検査免除制度の関連行為に違反する行為に対して、処罰を行う。

1. 5 市、県クラスの品質技術監督部門(以下、市県局と略称する)は、使用者、消費者の検査免除に対する申し立てと告発に責任を負う。併せて速やかに省級局へ報告する。省クラスの局の委託を受けて、製品の検査免除への監督管理に参与する場合、関連の申し立てと告発の調査業務を展開する。当該地の実情と結び合わせて、検査免除業務に対して、上級の品質技術監督部門へ意見を提出する。

#### 2. 検査免除製品類別の確定

## 2. 1 確定原則

2. 1. 1 科学的発展観を確定する原則。科学的発展観を統率し、経済社会の発展の中心任務をめぐる国家の産業政策の促進の有利、産業構造の調整と最適化の有利、地域経済と特色産業の発展分野の検査免除制度の実施の有利を優先する。検査免除制度の実施を通じて、品質で勝負する戦略を強力に推進し、わが国の産業製品企業全体の競争力の引き上げに尽力し、経済社会の促進をより良く、すばやく発展させる。

2. 1. 2 自主創新を促進する原則。自主的知的財産権、商標を有する産業分野と技術革新型の産業分野に対し検査免除制度を優先する。検査免除制度の実施を通じ、自主創新能力を高め、市場の影響力を強め、経済効率の高い優秀な企業をより大きく、強くし、発展の加速を促進する。

2. 1. 3 循環経済の発展を加速する原則。資源節約、環境保護、新エネルギー、新材料など循環経済の発展に有利な産業分野の検査免除の実施を優先する。検査免除制度の実施を通じて、エゴ、省エネルギー、環境保護、生態型産業の発展の加速を促進し、循環経済発展の要求に適う規模のトップ企業を積極的に育成する。

2. 1. 4 消費を導く原則。人を基本とすることを堅持し、広大な人民群衆の生産生活と密接な関係の消費製品に対して検査免除制度を実施する。新農村の建設をめぐって、農業用製品の検査免除制度への力を特に増大する。検査免除制度を通じて、消費者が信頼する優れた品質の製品を樹立させ、消費安全を保障し、消費水準を高める。

2. 1. 5 品質安全確保の原則。品質第一を堅持し、産業発展の成熟、総合的な品質水準が長期的に安定し、合格した分野の検査免除制度の実施を優先する。検査免除制度の実施を通じて、品質が信頼できる優秀な企業に対する不必要な監督検査を避け、特に監督すべきポイント、監督管理效能の増強、品質安全の目的を到達する。

## 2. 2 確定手順

2. 2. 1 毎年1月末前に、省級局は市級局と関連方の意見を求めた上で、国家質検総局へ意見の目録を提出する。(添付文書1を参照)

2. 2. 2 国家質検総局は、各省局の意見を取りまとめ検討し、目録案を提出し、省局、関連業界、部門などの単位と専門家の意見を求めた後、《全国主要製品分類とコード》(GB/T7635-2002)などの製品分類の名称に関連する基準を参照し、当該年度の検査免除製品の類別の確定を検討する。

2. 2. 3 毎年第一四半期に、国家質検総局は、当該年度の検査免除製品類別目録及び実施要求を公布する。国家質検総局の製品品質監督管理部門は、製品の類別に基づき、それに応じる《製品品質に対する国家検査免除申請細則》を制定・公布し、具体的に組織し実施する。

### 3. 申請

#### 3. 1 申請条件と証明資料

3. 1. 1 法人資格。企業は独立した法的責任を負うことができ、独立法人の資格を備えていなければならない。

証明資料。《企業法人営業許可証》の写し。申請企業は会社の組織図及びその所属の子会社、支店の関係を表す証明書。《企業組織機構コード証明書》の写し。

3. 1. 2 登録商標。企業が申請する製品には必ず登録商標がなければならない。申請企業は当該登録商標の合法的な使用者でなければならない。申請企業の商標占有権に対しては、4つの状況にわけ、それに相応する証明資料を提出しなければならない。

①企業が自社の登録商標を有する場合、商標登録証明書を提供する。②企業がすでに商標登録を出願しているものの、まだ商標登録証明書を得ていない場合は、国家商標局の商標登録受理通知書を提供する。③使用する登録商標がその他企業、機関及び個人から法に基づき取得した場合、商標登録証明書を提供すると同時に、商標登録変更許可公告証明を提供しなければならない。④使用する登録商標がその他企業、機関または個人から使用を許可された場合、商標局に届け出た使用許可契約書を提供しなければならない。

3. 1. 3 製品の品質。申請する製品は申請以前に連続して2年以上の安定した生産を行っていないとならず、ここ2年のうちに、製品の品質事故、輸出製品に検査不合格がないこと。

証明資料。申請する製品の生産試験報告書または市級以上の製品品質監督検査機関の全項目検査合格報告書。市県局の当該企業のここ数年の生産の安定、品質事故がないこと、消費者からの重大な苦情のないことを証明する文書。所在地の出入国検査検疫部門のここ数年の製品輸出合格状況の証明書。

3. 1. 4 品質体制。第一に企業は製品の品質に影響する各ポイントである、製品の設計、仕入れ、技術、設備、生産、検査、包装、保存・配送、販売及び販売後のサービスなど全ての過程で厳格な品質コントロールしなければならない。第二に健全な製品の品質検査システムと品質管理体制を備えていなければならないと、工場出荷製品の品質を有効に保障できなければならない。第三に品質のクレームに対して真摯に処理し、完全なアフターサービス体制がなければならないと、重大な悪影響を及ぼすような苦情がなく、法に基づく“3つの保証”の規定を履行しないなど販売後のサービスに問題がないこと。

証明資料。申請企業は自発的に生産技術の状況を提供する。主要な生産設備の明細書、原材料の入荷及び完成品の出荷検査状況。検査・測定システム構築の状況、検査設備、検査人員の明細、販売後のサービス状況、品質管理と計量管理体制認証の状況。体制認証による場合、認証証明書の写しを提出しなければならない。

省級局は申請企業に重大な品質のクレームがない証明書を提出しなければならない。

国家質検総局はその所属の製品品質クレームセンターへ申請企業及びその製品のクレームの状況を照合しなければならない。

3. 1. 5 経済効果。製品の市場占有率と企業の経済効果が業界の全国の前列に位置する。

証明資料。申請製品の前年度の生産高、生産額、販売量、販売額、輸出外貨収入、納税、利益の状況。そのうち、生産高、生産額は市級以上の（市、及び地区を含む）の統計部門が証明書を発行し、企業納税は、市級以上の（市、及び地区を含む）の税務部門が証明書を発行し、輸出外貨収入は税関または（市、及び地区を含む）の統計部門が証明書を発行し、利潤は、会計及び監査機関が企業の年度の財務報告書の証明を提供する。

3. 1. 6 製品基準。製品基準が国家の基準に到達している、或いは国家基準より厳しい、国家基準がない場合、業界基準に到達している、或いは業界基準より厳しい。

証明資料。市級以上の品質技術監督部門が発行する基準レベルの証明書。申請製品が企業の基準を執行する場合、同時に届け出た企業基準の原本を提供する。

3. 1. 7 監督検査。全国の省級以上の品質技術監督部門における数年来の監督検査で、3回以上続けて製品が合格しており、且つ2年以内に不合格がでていない。

証明資料。申請製品の種類により3部以上の品質監督検査合格報告書を提供する。品質監督検査報告書には、省級（財政上独立市と副省級都市を含む）以上の品質技術監督部門が組織する製品品質監督サンプリング検査のものでなければならない。申請企業が子会社（支社）を含み、生産を委託する場合、子会社（支社）と委託された企業が生産する製品もまた3回以上監督サンプリング検査報告書を提出しなければならない。

3. 1. 8 その他条件。製品及び生産企業は国家の関連法律、法規と産業政策に関連する要求に符合していること。

——国家質検総局の《中国製品品質電子監督管理ネットワークに100種類の製品目録を入れることに関する下達通知》（国質検質【2006】102号）と《中国製品品質電子監督管理ネットワーク構築業務の推進加速に関する通知》（質検弁質[2007]145）の規定に基づき、製品品質電子監督管理ネットワークの管理に入る製品の場合、企業は、ネットワークに加入しなければならない、ネットワークに加入していない企業は検査免除資格を申請することはできない。製品品質電子監督管理の管理に入っていない製品の場合、企業は積極的にネットワークに参加し、ネットワークに加入している企業の検査免除資格の申請に対して優先的に考慮しなければならない。

——生産許可を行うなどの行政許可管理製品の場合、行政許可の批准を得なければならない、それに相応する証明を提供しなければならない。

——製品は、環境保護に関連する法律、法規に定める要求に符合しなければならない、環境システムの認証、環境製品認証を取得した企業が検査免除を申請することを奨励し支持する。

——製品は資源節約、省エネルギーに関連する法律法規に定める要求に符合していなければならない。製品の省エネルギー認証を取得する企業が検査免除を申請することを奨励し、支持する。

——製品は基準化、計量に関連する法律、法規に定める要求に符合していなければならない。計量検査・測定システム認証を通じ、基準化の良好な行為を行い、国際基準を採用し生産を組織し、定量包装商品のCマークを取得する優秀な企業が検査免除を申請することを奨励し、支持する。

——製品及びその製品技術は国家の産業政策の規定に違反してはならない。

——自発的知的財産権、ブランド製品及びイノベーション能力を有する企業が検査免除資格を申請することを優先的に考慮する。

証明資料。申請企業は、法律法規の規定に準拠しなければならず、電子監督管理ネットワークの加入証明、生産許可証、強制認証、安全生産許可証、衛生許可証明などの行政許可証明書の写しを提供しなければならない。県級以上の環境保護主管部門が発行する汚染物質排出許可証の写し及び有効な環境監視測定報告書の写し。エネルギー効率マークの管理に入れられた製品は関連の証明書を提出する。

3. 1. 9 委託生産の特別規定。委託またはOEMによる生産を許可された企業が申請を行う場合、申請企業は申請商標の合法的使用者でなければならず、全商品の販売に責任を負い、申請企業と被委託企業は既に2年以上安定した委託パートナー関係になければならない。委託パートナー関係は、検査免除資格の有効期限内は引き続き有効でなければならず、申請企業と被委託企業は有効な委託生産契約を締結し、公証を得ていなければならない。被委託企業は同類製品の検査免除資格を有するまたは当規範に定める検査免除製品の生産企業が備えるべき関連条件を備えていなければならない。

証明資料。被委託企業の営業許可書及びその他法律法規に基づき備えるべきと定める資質証明書。当規範に規定する場合、被委託企業は検査免除製品の生産条件に符合する関連証明資料。被委託企業所在地の省局は、その生産条件が検査免除製品の生産要求に達すると証明する立会い検査資料。被委託企業と申請企業が締結する有効な委託生産契約書と公証文書。

3. 1. 10 集団申請の特別規定。グループ企業が集団の名義で申請することを許可する場合、その所属の子会社（支店）も含める。子会社（支店）は当規範及びその他法律法規に備えるべきと定める資質と条件の要求を備えていなければならない、且つ安定した生産が2年以上（2年を含む）でなければならない。

グループ会社に属する子会社は単独で申請することもできるが、当規範に定める要求に符合しなければならない。

3. 1. 11 その他関連の規定に符合する、適応した資料を提供する。

### 3. 2 申請手順

#### 4.

3. 2. 1 宣伝実施。国家質検総局部署の要求に基づき、省級局は速やかに部署の検査免除申請業務を実施しなければならない、関連企業に検査免除制度、申請要求と各種製品の申請細則の宣伝実施貫徹を組織して実施する。

3. 2. 2 企業の申請。検査免除製品の類別目録に定める製品を生産する企業が、当規範及び当該類の製品申請細則の規定に符合する場合、省級局へ申請を提出でき、関連資料を提供することができる。

3. 2. 3 申請の受理。省級局は企業の申請資料に対して初期審査を実施し、受理するかどうかの決定を下す（添付資料 2 を参照）。受理しない場合、企業へ原因を説明し、関連資料を返却する（添付資料 3 を参照）。

#### 3. 2. 4 省級局の審査

——省級局は関連の専門家を組織し、既に受理した申請資料の信憑性、完全性、有効性に対して書面審査を実施する。補正が必要な資料の場合、企業へ期限付きの補正をするため返却する（添付資料 4 を参照）。規定期日どおりに関連資料が提出されない場合、検査免除の申請資料を返却する（添付資料 5 を参照）。

国家質検総局の規定に基づき、人体の健康、人身の財産の安全などにかかわる重点製品の生産を行う企業に対して、関連の専門家を組織し、立会い検査を実施する（添付資料 6 を参照）。主に企業の品質管理、生産技術、生産設備、原材料管理、検査能力などのポイントを検査し、検査の結論を下す（添付資料 7、8 を参照）。

——申請企業が他の省（自治区、直轄市）にある子会社（支社）、委託（OEM）加工単位の場合、申請を受理した省級局の委託するその所在地の省級局がその生産条件について立会い検査を実施し、検査の結論を下す（添付資料 9、10）。

3. 2. 5 審査意見。省級局は資料の審査と立会い検査の状況に基づき、“同意の上申書”または“不同意の上申書”の初期審査意見に署名する。不同意の上申の場合、申請企業に書面で通知し、理由を説明する（添付資料 11 を参照）。申請企業は審査の結論に異議のある場合、書面通知を受領した日から 5 営業日以内に、省級局へ書面で意見を提出する。省級局は、真摯に検討し、なお条件に一致しないと認める場合、企業に書面で返答する。

3. 2. 6 総局への上申。省級局は初期審査が条件に一致した申請製品及びその生産企業の状況に対して、関連方の意見を広く求める必要がある。関連方の反映した意見に対しては、真剣に商業調査を行い、審査を経て検査免除の条件に符合しない場合、即座にその申請資格を取消す必要がある。資料の初期審査、立会い検査及び意見の収集に基づき、最終的に上申する製品及びその生産企業を検討・確定し、規定時間に基づき、すべての申請資料を国家質検総局へ上申する（添付資料 12 を参照）。

### 3. 3 申請資料

3. 3. 1 申請行為を規範化し、企業の負担を軽減するために、国家質検総局は統一の《製品品質の国家検査免除企業申請書》を制定し、企業が検査免除を申請する唯一の有効な文書とする（添付資料 13 を参照）。

3. 3. 2 すべての申請企業は自発的に国家質検総局の製品品質監督司の HP (<http://cpzljds.aqsiq.gov.cn>) から《製品品質の国家検査免除企業申請書》をダウンロードし、電子文書の形式で記入後、プリントアウトしまとめて、1 式 2 部を省級局へ郵送し、同時にワードの形式で電子メールに添付し送信する。

3. 3. 3 すべての申請企業は、その他仲介機関と個人の代理人に委託、または授権し、検査免除の申請業務を行ってはならず、自身で申請資料の設計、装丁を行ってはならない。規定に符合しない申請資料は、省級局は受理しない。

3. 3. 4 申請資料は真実であり、正確、有効でなければならない。すべての虚偽に対しては、発見したら即、申請資格を取消し、関連の規定に照らし処分する。

#### 4. 審査決定

4. 1 国家質検総局は各省級局が上申した資料に対して組織的に審査を実施し、初歩段階の審査意見を提出し、各省級局へフィードバックする（添付資料 14 を参照）。各省級局は 10 営業日以内にフィードバックされた問題の処理結果を国家質検総局へ上申する（添付資料 15 を参照）。フィードバックされた問題が審査を経て、検査免除の要求に合致しない場合、各省級局は当該企業の申請資格を取消すことができ、国家質検総局に上申せず、書面で申請企業に通知する責任を負う（添付資料 11 を参照）。

4. 2 国家質検総局は、各省級局が上申した処理結果に基づき、組織的に再審査を行い、国家質検総局政府 HP ([www.aqsiq.gov.cn](http://www.aqsiq.gov.cn)) を通じて、社会へ向け 1 週間公示する。再審査と公示の状況に基づき、最終的な審査意見を下す。

4. 3 検査免除の条件に符合し、検査免除資格を得た製品及び企業は、国家質検総局が政府の HP ([www.aqsiq.gov.cn](http://www.aqsiq.gov.cn)) を通じて、社会へ公布し、企業へ検査免除証明書と名誉章を公布する。

4. 4 審査の段階で拒絶査定された製品に対して、国家質検総局は審査の結論を企業所在地の省級局（添付資料 16 を参照）へ通知し、省級局は書面で申請企業へ通知する責任を負う（添付資料 11 を参照）。

#### 5. 証明書とマーク

5. 1 検査免除証明書とは、品質監督検査の免除と検査免除マークを許可する証明文書である。検査免除証明書は、国家質検総局が統一して製作、番号をつけ、公布する。

5. 1. 1 検査免除証明書に記載する主な内容は、①“製品品質検査免除証明書”の字句②製品が検査免除資格を得た企業の名称（統一して申請するグループ会社の場合、グループ



会社の各子会社、支社の名称)③検査免除資格を得た商品の名称(具体的な品種と規格の型番を含む)④検査免除の有効期限⑤検査免除証明書の通し番号⑥中華人民共和国国家品質監督検査検疫総局の印章。そのうち②、③の具体的な内容は企業の《製品品質の国家検査免除企業申請書》の申請内容を基準とする。

5. 2 検査免除マークは品質マークに属する(検査免除マークの様式は添付資料 17 を参照)。

5. 3 検査免除証明書を得た企業は、検査免除の有効期間内に、自主的に検査免除マークの検査免除を得た製品、またはその商品タグ、包装物、使用説明書、品質合格書の上に、表示することができ、検査免除マークの下方には、検査免除マークの通し番号、検査免除の批准日及び有効期間を表示しなければならない。

5. 4 企業が検査免除マークを使用する場合、デザイン、色は完全、正確でなければならない。規定の様式にもとづき、割合に基づき拡大または縮小する。

## 6. 再申請

6.1 検査免除資格の有効期間は 3 年とし、検査免除有効期限が満了後再申請することができる。

### 6. 2 再申請の条件

6. 2. 1 検査免除の有効期間内に製品の生産地で製品の品質が落ちる可能性がなく、製品の安定的な合格生産に変化が生じる可能性のない場合。

6. 2. 2 検査免除の有効期間内に企業の生産技術が安定しており、生産設備の運行も正常で、原材料に製品の品質を落とすような変化が発生していない場合。

6. 2. 3 検査免除の有効期間内に、企業の品質管理と品質保証システムが健全で有効に運行している場合。

6. 2. 4 検査免除の有効期間内に、企業の生産規模、製品市場の占有率、営利状況に大幅な下降が生じていない場合。

6. 2. 5 検査免除の有効期間内に、企業の組織構造、品質責任者、検査機関に製品の品質を落とすような変化が生じる可能性がない場合。

6. 2. 6 検査免除の有効期間内に、企業が検査免除製品に対して良好なアフターサービスの提供、製品の補修、返品交換、返品責任の規定を真摯に執行しており、消費者のクレームに適切に処理している場合。品質管理のゆるみから品質の低下をもたらす、ユーザーと消費者の利益に損害をもたらすような事件が起きていない場合。

6. 2. 7 検査免除の有効期間内に、企業が規定に基づき毎年所在地の省級局へ検査免除

の製品の品質状況を報告することができる場合。企業の生産条件、組織構造、基準の執行など重大な変化が生じた後、規定の期限までに所在地の省級局へ報告することができる場合。

6. 2. 8 検査免除の有効期間内に、企業が規定に基づき検査免除証明書及び検査免除マークの使用を行っていること。検査免除マークと検査免除証明書の使用など違反が生じていない場合。

6. 2. 9 検査免除の有効期間内に、企業が国家の関連の法律、法規と産業政策を遵守することができる場合。

6. 2. 10 検査免除の有効期間内に、重大な品質事故が生じていない場合。

6. 2. 11 省局は再申請の検査免除製品に対して、当該年度に1度監督サンプリング検査を実施し、企業に対する再申請を実施する必要条件とする。

6. 2. 12 当該年度の国家質検総局が公布する検査免除業務の要求と当該種の製品の申請条件などの関連規定に符合していること。

6. 3 再申請を行う企業は、国家質検総局が当該年度に公布する検査免除製品目録と要求に基づき、所在地の省級局へ書面で申請を行わなければならない。

6. 4 省級局は企業の検査免除有効期間の再申請の受理に責任を負い、初期審査で合格した申請資料を国家質検総局へ上申する。次の状況の1つに該当するものは、企業の現場に検査を実施しなければならない。

——検査免除の有効期間内において、生産地に変化が生じた場合。

——検査免除の有効期間内において、生産技術、規模、基準の執行に重大な変化が生じた場合。

——検査免除の有効期間内において、製品の市場占有率と企業経済効果に明らかな下降が生じた場合。

——検査免除の有効期間内において、企業が、法律、法規及び規則に定める製品の品質責任と義務を真摯に履行せず、関連する行政処罰を受けた場合。

6. 5 検査免除の再申請を行う企業が子会社（支社）、登録商標と製品の規格型番などの検査免除範囲に変更をする必要がある場合、当規範第3条に定める関連の申請条件に符合しなければならず、且つ要求に基づき申請資料を提供しなければならない。

6. 6 国家質検総局は、省級局が提出した審査資料について審査決定を行い、条件に符合する再審査を行う企業に対して、検査免除証明書を新しいものと交換する。

6. 7 製品の検査免除有効期限を過ぎて再申請を行う企業は、申請期間においては継続して検査免除マークを使用することができる。

6. 8 検査免除の再申請を行わない企業は、検査免除有効期間満了後、検査免除資格はなく、その関連製品は検査免除マークを継続して使用することができない。

6. 9 検査免除資格を再び得た企業は、国家質検総局が批准した日から6ヶ月以内は、元の検査免除マークを使用することができる。6ヵ月後は、新しい有効期限内の検査免除マークを使用しなければならない。

## 7. 監督管理

7. 1 検査免除製品は検査免除有効期間内に、全国範囲で各地区、各部門の各種形式の製品の品質監督検査を免除する。

7. 2 検査免除製品の生産企業は、品質管理をさらに強化し、製品の品質保証を継続し、“3つの保証”の規定を確実にし、アフターサービスの品質も向上させ、検査免除製品の栄誉を維持しなければならない。

7. 3 検査免除製品の生産企業は、毎年3月末以前に所在地の省級局へ一度、検査免除製品の品質状況を報告しなければならない。期限を過ぎても品質状況を報告しない場合、省局は是正を命じる（添付資料18を参照）。是正を拒絶する場合、省級局が国家質検総局に報告後、暫時検査免除証明書を差し止める（添付資料19を参照）。状況が深刻な場合、国家質検総局へ報告し同意を得た後、検査免除証明書を回収する（添付資料19を参照）。

省級局は企業報告を総括後、毎年6月前に国家質検総局へ上申する。（添付資料20）

7. 4 検査免除製品の生産条件、基準の執行や組織構造に重大な変化が生じた場合、企業は変化が生じた日から30日以内に所在地の省級局へ報告しなければならない。報告は、上述の変化の具体的な内容を明らかに説明し、製品の品質への影響度に対して、相応の措置及び実施効果を採らなければならない。生産条件、執行する製品の基準に重大な変化が生じた場合、市級以上の製品品質監督検査機関が発行した全項目の検査報告を添付しなければならない。

上述の変化により製品の品質の不安定または不合格に至った場合、企業は速やかに検査免除マークの使用を暫時停止し、検査免除製品の栄誉を守る自覚をしなければならない。

省級局は企業の報告を受けた後、速やかに分析・検討を行い、影響度を確定しなければならない。上述の変化が、製品の品質の不安定を引き起こす可能性がある場合、速やかに立会い検査の実施を組織し、必要なときは、製品の品質監督サンプリング検査を行うことができる。立会い検査、監督サンプリング検査で存在する問題を発見した場合、企業に期限付きの改正を命じ、暫時、検査免除マークの使用を禁止し、且つ速やかに関連の状況を国家質検総局へ報告しなければならない。改正期間が満了した場合、省級局は人員を組織して再検査を行い、再検査の合格を国家質検総局へ報告し同意を経て、検査免除マークの使用を継続することができる。再検査に不合格のものについては、国家質検総局の同意を

経て、当該製品の検査免除資格を取消、検査免除証明書を回収する。

7. 5 検査免除有効期間内に、検査免除企業の組織、生産、経営状況に変化が生じた場合、企業の名称及び子会社（支社）の名称変更、委託生産加工単位、登録商標、同種の製品の品種と規格型番など検査免除範囲の変更を要求する際、《検査免除範囲変更申請表》（添付資料 21 を参照）に記入しなければならない。且つ当規範 3. 1 に関連する規定に基づき、関連の証明資料を提供しなければならない。検査免除範囲の変更は所在地の省級局の審査同意を届け出て、国家質検総局の商品品質監督部門の批准を経て、企業へ検査免除証明書を変更し、且つ国家質検総局のHPを通じて社会へ公布する（添付資料 22、23、24 を参照）。

7. 6 検査免除製品が有効期間内に品質事故を起こした場合、企業所在地の省局が企業に期限付きの改正を命じ、暫時、検査免除マークの使用を停止する（添付資料 18、19 を参照）。情状が深刻な場合、国家質検総局が検査免除証明書を回収し、公告する。検査免除企業に品質違法行為が存在する場合、省級局が製品品質法などの関連する法律法規の既定に定める処罰を上限とし、商品の品質責任を厳しく追及する。

7. 7 企業は検査免除を得ていない製品上に検査免除マークを使用してはならず、違法に検査免除証明書、検査免除マークを作成してはならず、検査免除証明書または検査免除マークをその他企業の使用に譲渡してはならない。上述の規定に違反した場合、製品品質法などの法律法規に関連する規定に基づき厳重に処分する。

7. 8 検査免除企業に対する後続監督管理を強化し、検査免除企業の自律を促進し、検査免除の権威性を維持するために、国家質検総局は状況に基づき、検査免除資格を得た製品及び企業に対して、国家の特定項目の監督サンプリング検査を行う。サンプリング検査に不合格の企業は一律、検査免除資格を取上げる。

7. 9 ユーザー、消費者は検査免除製品について、監督を行う権利を有し、検査免除製品の品質問題に対応し、生産または取次ぎ販売を行う企業所在地の省級局へ申し立てと告発を行うことができる。省級局は申し立てと告発に対しての組織的な調査に責任を負い、調査結果と処分の意見を国家質検総局へ報告する。国家質検総局は状況に基づき、法に基づき処理を行う関連の省級局を指定する。

省級以下の品質技術監督部門は、検査免除の製品の品質の申し立てと告発を受理後、速やかに省級局へ報告し、省級局は組織的に調査処理を実施する。

7. 10 市県局が《製品の品質監督検査を免除する管理規則》の規定に違反し、検査免除製品に対して品質監督検査を行う場合、省級局がその通報の批判を行い、是正を命じる。既に検査費用を徴収した場合、検査費用を返却するよう命じる。検査免除製品を生産する企業へ、経済または名誉において比較的大きな損害や影響をもたらした場合、直接責任者及び単位の責任者に対して、法律、規則に基づき処分を与える。

7. 11 各省局は検査免除審査業務に主要な責任を負い、公開・透明、科学・高効率、熱心な奉仕、厳格な責任の負担の原則を堅持しなければならない。全面的に検査免除業務の職

責を履行しなければならない。法に基づき取り扱い、厳格に当規範と関連する法律法規の規定を施行し、検査免除申請の受理、資料の審査、立会い検査と検査免除企業の後続監督管理などの各ポイントを真摯に掌握し、検査免除業務の品質を保障する必要がある。検査免除業務の責任制を実施し、責任を負わない、職責を果たさず職責不行き届き、不良な結果をもたらした場合、直接責任者と責任者に対して、情状により懲戒処分を与える。

7. 12 検査免除業務に従事する国家機関の職員と企業に関連証明資料を提供する検査機関、仲介機関と社会組織及び関連人員は、職権を乱用し、不正・汚職を行う、欺瞞行為を行う、賄賂を要求・收受するなどしてはならない。規則・規律に違反した場合、法に基づき厳粛に処分する。犯罪を構成する嫌疑がある場合、司法機関に移送し法に基づき、刑事責任を追及する。

## 8. 附則

8. 1 本規範は公布日から実施し、元の《製品の検査免除有効期間満了後の再申請の規定》（国質検監【2003】394号）、《製品の品質監督検査の免除を実施する問題の説明の印刷公布に関する通知》（質検監函【2001】006号）は同時に廃止とする。

8. 2 当規範は国家質検総局が説明の責任を負う。